



新潟県の環境

《現状と対策》

令和8年版

表紙

令和7年度 環境保全ポスターコンクール 中学校の部 最優秀賞
見附市立西中学校1年 岡田 美礼さん

「新潟県の環境」の発刊にあたって

緑の山並みに囲まれ、日本海に向かって肥沃で広大な平野が開ける新潟県は、佐渡島のトキや里山に自生する雪割草をはじめとする多様な生命に満ち、雪に育まれた水と緑にあふれる環境によって、県民生活の豊かな発展を支えてきました。

一方で、近年の人口減少や高齢化の進行などの社会構造の変化は、環境保全の担い手の不足や里地里山の機能低下を招き、生物多様性の損失や野生鳥獣との軋轢の一因ともなっています。

また、世界中で極端な気象現象が頻発し、県内でも猛暑や極端な大雨・大雪など気候変動の影響が顕在化しているほか、世界での資源の獲得競争によって、国内においても資源確保の重要性が再認識されています。

これらの課題は私たちの生活とも深く関係しており、県民や事業者、行政など、多様な主体が連携・協働して環境に配慮した行動に取り組んでいく必要があります。

令和7年度は、豪雪地帯における次世代型太陽電池の早期の社会実装に向け、開発メーカー等が行う実証事業を支援したほか、経営資源が限られ、取組が進みにくい中小企業を対象としたSBT認定取得の支援などを行いました。

また、生物多様性の保全や野生鳥獣との軋轢の解消に向け、市町村などの関係機関と連携した普及啓発、外来種対策の実施、地域の自然環境保全活動への支援のほか、ツキノワグマを始めとする野生鳥獣による被害防止対策など、多様な主体と協力しながら取組を実施しました。

さらに、公共関与による廃棄物広域最終処分場の整備に向け、(公財)新潟県環境保全事業団及び上越市と連携し取組を進めているほか、資源循環の取組支援や、市町村、事業者等と連携した使い捨てプラスチックや食品ロス等の削減に向けた啓発等を行っています。

加えて、生活環境の保全に関する施策として、関係機関と連携して環境モニタリングを行うほか、人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOAについて、河川や地下水での存在状況を把握するために全県において調査を実施しました。

令和8年版「新潟県の環境」は、新潟県環境基本条例に基づき、令和7年度における本県の環境の現状と環境保全施策の概要を取りまとめたものです。

多くの皆様にご活用いただき、本県の環境に対する理解と関心を深めていただくとともに、環境に配慮した行動の参考としていただければ幸いです。

令和8年9月

新潟県知事 花角 英世

目 次

新潟県の環境 2025	1
令和 7 年度の環境の概況	1
令和 7 年度の主な取組	4
 現状と施策の実施状況	8
I 脱炭素社会への転換	8
II 人と自然が共生する暮らし	12
III 資源循環型社会の形成	17
IV 安全で快適な生活環境の保全	22
V 分野横断・共通的な施策	29
1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり	29
2 環境保全の共通基盤の整備	32
 資料編	33
新潟県環境基本計画	33
新潟県環境基本条例等	34

※ 本文中の元号「令和」は記載を省略しています。

～新潟県の環境 2025～

令和 7 年度の環境の概況

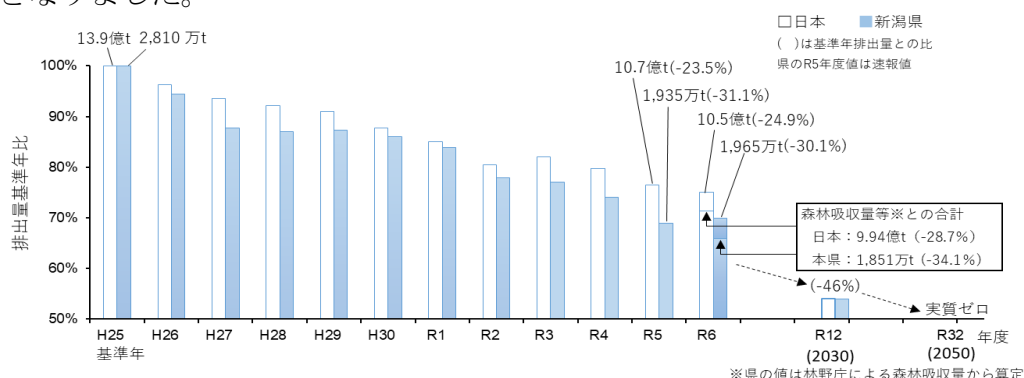
本県の環境は、全般的に概ね良好な状況となっていますが、気候変動や野生鳥獣被害など、近年の環境情勢の変化を踏まえ、引き続き各分野での取組が必要です。

I 地球温暖化

～ 2050 年ネットゼロに向けた温室効果ガス排出量の減少傾向を継続 ～

○温室効果ガス排出量

6 年度の県内の温室効果ガス排出量は 1,965 万トン（CO₂ 換算、速報値）で、前年度に比べ 1.6% 増加、基準年（平成 25 年度）に比べ 30.1% 減少しました。また、森林吸収量を差し引いた実質排出量は 1,851 万トン（CO₂ 換算、速報値）で、基準年の排出量に比べ 34.1% 減少となりました。



II 自然環境

～ 豊かで多様な自然環境は概ね維持。一方、一部の野生鳥獣による人身被害等が発生 ～

○自然保護

県土の約 25% を占める自然公園の自然環境保全を図るとともに、登山道や避難小屋等の整備を進め、県民が自然とふれあう場として持続可能な利用の促進を図っています。

また、生物多様性の保全を図るため、新潟県外来種パンフレットを活用した普及啓発やアライグマ防除講習会の開催など、外来種対策等を進めています。



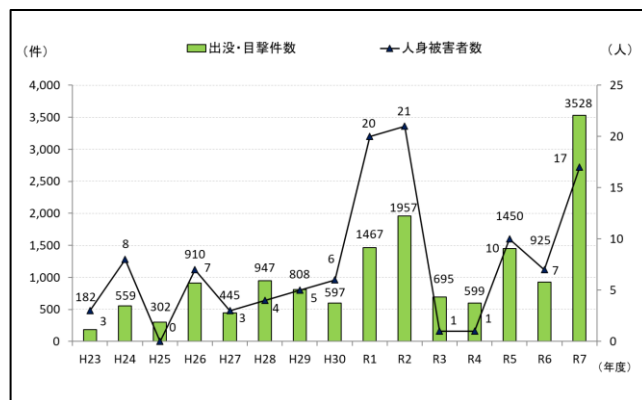
外来種パンフレット

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1231887727384.html>)

○野生鳥獣の管理

7 年度は、県内でツキノワグマの出没・目撃件数は過去最多の 3,528 件であり、ツキノワグマによる人身被害件数は 16 件

(17 名) でした。ツキノワグマの秋季の餌であるブナ等の結実が十分でない場合、代替の餌を求めて市街地周辺での出没・目撃件数が増加する傾向にあります。また、野生鳥獣による農作物被害額は約 4.6 億円（速報値）でした。



ツキノワグマ人身被害者数及び出沒・目撃件数の推移

Ⅲ 資源循環

～ 一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの焼却処理量及び産業廃棄物の最終処分量は減少 ～

○一般廃棄物（災害廃棄物を除く）

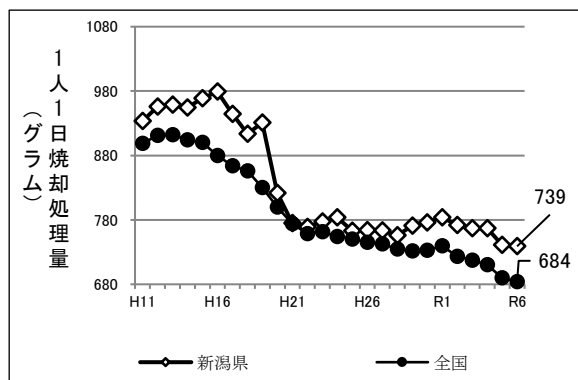
6 年度の県内の一般廃棄物の焼却処理量は 57 万トンで、5 年度に比べ 1 万 1 千トン減少しました。1 人 1 日当たりの焼却処理量は、739 グラムで、5 年度と比べて 2 グラム減少しました。

また、循環利用率は 19.3% で、5 年度に比べ 0.3 ポイント減少しました。

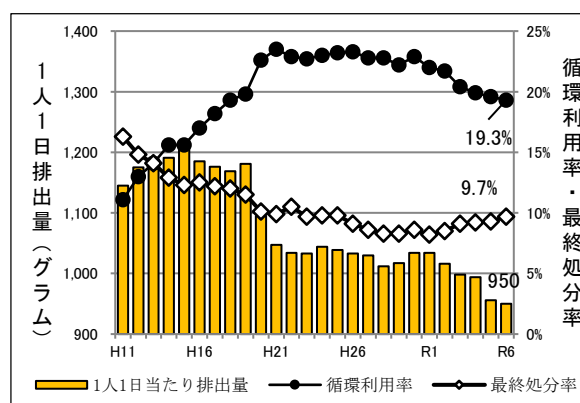
なお、1 人 1 日当たりの排出量は、950 グラムで、5 年度と比べて 6 グラム減少しました。

一般廃棄物の焼却処理量の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理量(千トン)	623	614	607	581	570



1 人 1 日当たりの焼却処理量の状況



一般廃棄物の状況

○産業廃棄物

6 年度の県内での産業廃棄物の最終処分量は 11 万 5 千トンで、5 年度に比べ 1 千トン減少しました。

なお、6 年度末における県内の最終処分場の残余年数は 13.9 年となっています。

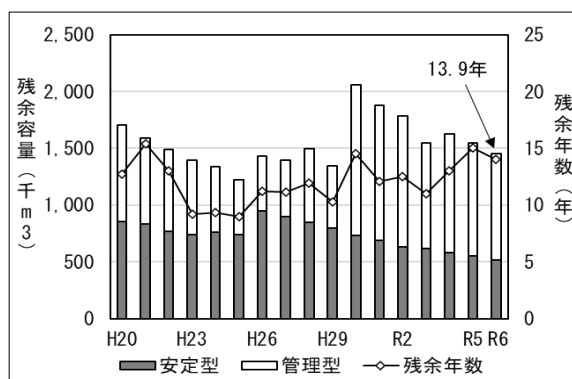
産業廃棄物の最終処分量の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
処分量(千トン)	157	155	140	116	115

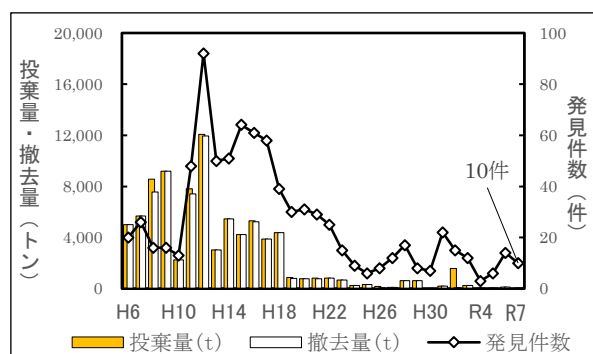
また、近年の産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量は低いレベルで推移しておりますが、根絶には至っておらず、7 年度の発見件数は 10 件でした。

○災害廃棄物

6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に伴い、県内では累計 10 万 7 千トンの災害廃棄物が発生しました（8 年 4 月 1 日現在）。



産業廃棄物最終処分場の残余容量・年数



不法投棄の状況（産業廃棄物）

IV 生活環境

～ 大気、水質等の環境基準は概ね達成 ～

○大気環境

県内の大気汚染物質の測定結果（年平均値）の推移は、横ばいの傾向が続いており、7年度も概ね環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは、全国的に環境基準達成率が極めて低く、7年度は県内の全測定局で環境基準非達成でした。なお、光化学スモッグ注意報の発令基準（0.12ppm）には至りませんでしたが、村上局及び佐渡局で0.087ppm*が観測されるなど、県全域で比較的高い値となることがありました。

※ 昼間の1時間値の最高値



【大気測定局の外観】
（写真は中条局）



局舎内部の様子

○水環境

県では、関係機関と連携して河川、湖沼、海域での水質モニタリングを実施しています。

7年度のモニタリングの結果、河川のBOD、湖沼及び海域のCODについて、類型指定した90水域のうち85水域（94.4%）で環境基準を達成しました。環境基準非達成の水域については、注意深く監視を継続します。特に、環境基準非達成が続いている一部の海域については、要因の解明に取り組んでいます。

健康項目については、測定した全117地点で環境基準を達成しました。

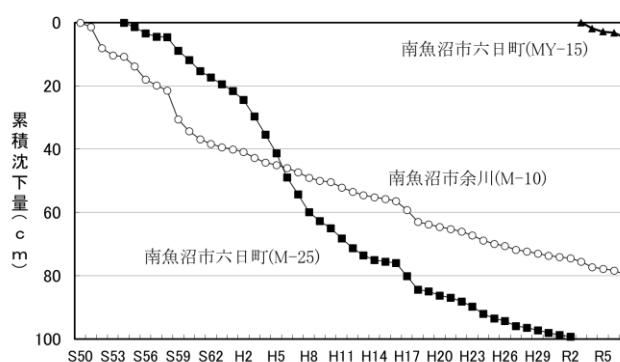
また、県では、水域ごとに生活環境項目に関する水質環境基準の類型を指定しており、水質の改善の状況にあわせて、適宜、類型の見直しを行うこととしています。

○地盤環境（地盤沈下）

水溶性天然ガスの採取により昭和30年代以降に発生した地盤沈下は、規制や対策の実施により沈静化しました。一方、消雪のための地下水利用に伴う地盤沈下は、規制や対策の実施により沈静化の傾向が見られるものの、現在も観測されています。

県では関係機関と連携し、新潟、上越、長岡、南魚沼及び柏崎の5地域で水準測量、地下水位などの観測や、消雪のための地下水利用の多い冬季間の適正利用の取組を推進しています。

7年度は長岡を除く4地域で水準測量を実施しました。年間1～2cm程度の沈下傾向が続いており、最大沈下量が観測された地点は、南魚沼市六日町の1.7cm/年でした。



南魚沼市の主な水準点の地盤沈下の推移

令和7年度の主な取組

I 脱炭素社会への転換

○次世代型太陽電池の社会実装促進

次世代型太陽電池は、軽量、柔軟な特徴を有し、窓や壁にも取付可能であることから、本県のような豪雪地帯における導入が期待されています。

県では、豪雪地帯における次世代型太陽電池の早期の社会実装を促進するため、開発メーカー等が県内で行う実証事業の支援を行いました。

実証事業では、県内6箇所にカルコパイライト太陽電池を設置し、その耐久性や発電効率を確認するとともに、県内事業者が関与し、様々な施工方法の実証を進めているほか、PPA方式※による電力供給等が行われています。

また、現地説明会を開催し、次世代型太陽電池をPRするなど、本県における早期の導入促進に向けて取り組みました。



妙高クリーンセンターに設置された
カルコパイライト太陽電池

※ PPA (Power Purchase Agreement) 方式

発電事業者は、需要家から保有施設のスペース（屋根等）の提供を受け、発電設備の設置・運用・保守を実施。需要家はそこで発電された電気を購入する仕組み。

○中小事業者脱炭素経営支援

脱炭素経営に向けた取組は、大手企業を中心にサプライチェーン全体へ広がっており、中小企業も脱炭素経営に着手することでビジネスチャンスの獲得や企業イメージ向上、コスト削減などの効果が期待されています。

県では、「新潟県事業者支援脱炭素プラットフォーム」により中小事業者等の脱炭素化の取組を支援しています。

7年度は、事業者の脱炭素経営への転換を促進するため、中小企業向けSBT認定※の取得をモデル的に支援し、製造業や建設業等の15事業者が認定を取得しました。これに加えて、脱炭素経営に取り組む事業者の先行取組事例をWebやセミナーで紹介するなど、事業者の脱炭素経営への転換に資する情報を発信しました。



※ SBT (Science Based Targets) 認定

企業が設定するパリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標を、国際機関（SBTi）が認定するもの。

Ⅱ 人と自然が共生する暮らし

○ツキノワグマによる人身被害等の防止に向けた取組

7年度は、クマの出没が多発し、人身被害が多く発生する深刻な事態となりました。県では、7年11月にクマ被害緊急対策として、冬眠前のクマを集中的に捕獲するため、市町村による捕獲や整備や捕獲者の日当等への支援を行う「アーバンベア捕獲緊急支援事業」や、人里周辺でのクマの管理捕獲強化を実施しました。加えて、8年3月からは、人里への出没を未然に防止するため、冬眠明けのクマを捕獲する「春期管理捕獲事業」を実施しました。

また、7年9月には、改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村の判断により住民の安全確保等の条件の下で特例的に市街地等での銃によるクマの捕獲（緊急銃猟）が可能となりました。県では、市町村が安全かつ円滑に緊急銃猟を実施できるよう、市町村、警察、猟友会等と連携し、緊急銃猟を想定した訓練、ハンターへのクマ捕獲技術向上研修及び緊急銃猟の実施に必要な盾等の資材購入等の支援を行い、7年度は15件の緊急銃猟が実施されました。



春期管理捕獲の様子



緊急銃猟を想定したクマ出沒対応訓練の様子

○生物多様性の保全に向けた普及啓発等の取組

県では、地域における自然環境保全活動への支援や生物多様性保全の理解促進を図る普及啓発セミナーの実施など、多様な主体と協力した取組を進めています。

7年度は、「自然環境を支える地域づくり事業」により、地域団体などの利用者による登山道整備や保全団体による「新潟県の名水」周辺環境整備等の自然環境保全活動に対し、補助金の交付や資材の提供などの支援を実施しました。

また、市町村や関係機関との共催により、生物多様性の保全の普及啓発を目的とした地域セミナー等を実施し、県としてもブースを出展するなど、県民の生物多様性の保全に対する意識醸成に取り組みました。



利用者による登山道の整備の様子



生物多様性セミナーの様子

Ⅲ 資源循環型社会の形成

○暮らしの中で進める資源循環の取組

県では、環境と経済が調和した「資源を大切にする循環型の地域社会」の実現に向け、市町村や事業者等と連携し、資源循環の推進に向け取り組んでいます。

食品ロス削減に向けた取組として、本県の食品ロスの半分以上が家庭から発生していることを踏まえ、家庭でできる食品ロス削減に向けた取組を紹介する動画やリーフレットを作成し、特設サイト等を通じて発信しました。また、「新潟県食品ロス削減推進計画」の目標値を前倒しで達成したことから、計画を改定し、新たな目標値を設定するとともに、更なる削減の取組が進むよう、消費者への呼びかけやガイドラインの周知等の施策を追加しました。

プラスチックごみ削減に向けては、プラスチックごみが海洋環境に与える影響等について広く周知するため、県立図書館においてパネル展を行い、来場者の皆様から、日頃行っているプラスチックごみ削減の取組を紹介していただきました。また、「すごろく」で遊びながら学べるリーフレットを作成しました。

8年3月には、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、本県の廃棄物処理における現状や廃棄物分野における脱炭素化の観点等も踏まえ、焼却処理量の削減や、リチウムイオン電池の適正処理・再資源化などを進めていくこととしました。



食品ロス削減の啓発



プラスチックごみ削減の啓発

○公共関与最終処分場の整備に向けた取組

上越地区における広域最終処分場の整備候補地について、5年3月、関係町内会の意見等を踏まえ、環境保全対策、地域振興策を具体化することを前提に、上越市柿崎区内の2地区の整備予定地において、順次整備を目指し事業を推進していくこととしました。

7年度は、(公財)新潟県環境保全事業団が10月に処分場の整備計画等を示した基本計画・基本設計(概要版)を公表したほか、同財団及び上越市と連携し、環境影響評価手続や用地取得に向けた取組等を進めました。

今後も、関係町内会をはじめ多くの県民、地権者の理解と協力を得ながら、安全・安心な施設整備と運営の実現に向け取り組みます。



地元への説明の様子

Ⅳ 安全で快適な生活環境の保全

○化学物質（PFOS・PFOA、トリクロロエチレン）による環境汚染の防止

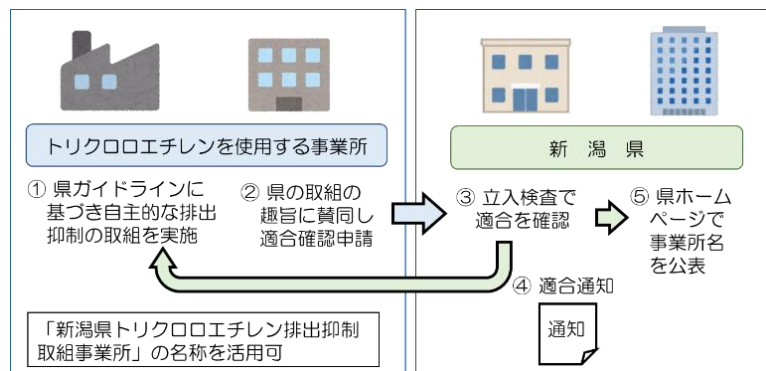
県内における6年度の化学物質の環境への届出排出量は2,092 tで、前年度から3.1%減少しました。本県は全国に比べ、トリクロロエチレンの排出量が多い特徴があります。

有機フッ素化合物の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー加工助剤など様々な用途で使用されてきましたが、難分解性等の性質から、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

2年度には同物質が水質汚濁防止法の要監視項目に指定されたことや社会的注目度などを踏まえ、網羅的に存在状況を把握する必要があるため、6年度は河川25地点、7年度は河川54地点と地下水32地点で調査を行い、その結果、指針値を超過した調査地点はありませんでした。

トリクロロエチレンは、金属製品製造業の多い県央地区で多く排出されており、トリクロロエチレン排出抑制に向けた自主的取組ガイドラインの策定等を行い、排出抑制の取組を促進しています。

さらに、5年度からは、燕市のトリクロロエチレン使用事業所を対象に、県が事業所における排出抑制の取組を確認し、条件に適合した場合、「新潟県トリクロロエチレン排出抑制取組事業所」として公表する取組を行っています。8年3月末時点で29事業所が適合することを確認し、公表しました。

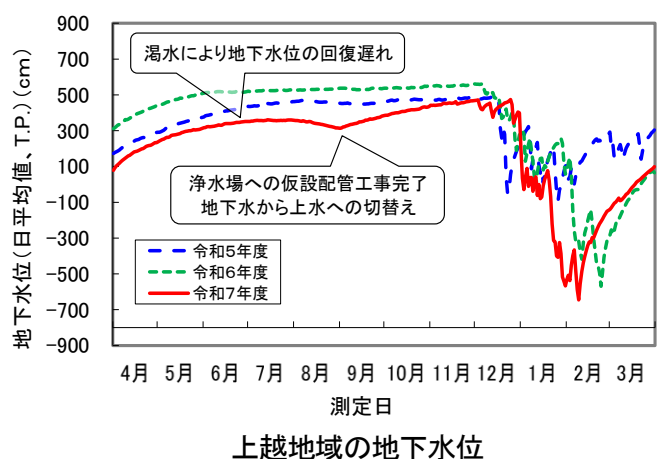


○地盤沈下（夏季の渇水対策と冬季の注意報・警報）

上越地域では昭和60年度から、地下水位の低下が著しく地盤沈下が進行するおそれがあるときに、県が注意報や警報を発令し、地下水利用者である事業者や市民にその状況を周知し、地下水節水の呼びかけや使用量の削減を要請する「緊急時対策」を実施しています。

7年度の夏季は、少雨などの影響により水道用水や農業用水が不足したため、地下水揚水量が増加しました。このため、例年より早い時期から関係機関に対し、冬季における地下水利用について、節水の対応を求めました。

冬季は、降雪により消雪用地下水の揚水量が増加し、地下水位の急激な減少が見られたため、1月3日に注意報を、1月22日に警報を発令し、事業者や市民に地下水の節水・削減を要請しました。



- ・脱炭素先行地域^{※1}に選定された佐渡市（県との共同提案）と関川村で、自家消費型太陽光発電の導入をはじめ、地域の再エネポテンシャルを最大限生かす取組が進められています。また、新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市及び南魚沼市が重点対策加速化事業^{※2}に採択され、地域での建物への太陽光発電設備の導入や住宅の省エネ化等が進められています。
- ・豪雪地帯における次世代型太陽電池の早期の社会実装に向けて、開発メーカー等が行う実証事業を支援しました。7年度は、カルコパイライト太陽電池を用いた実証事業を1件採択し、県庁舎、株式会社坂詰製材所、妙高市公共施設において実証が進められています。

(2) 産業部門、エネルギー転換・非エネルギー部門

- ・新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会において、エネルギー拠点としての本県の強みを活かした企業間連携（低炭素水素製造・CCS^{※3}等）の促進など、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を支援しました。
- ・原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業等が行う、商品・サービス提供の生産・提供プロセスにおける省エネルギー設備の導入支援として、7年度は617件の補助を行いました。
- ・中小事業者の再生可能エネルギーの活用や省エネによる脱炭素化の取組を推進するため、関係機関が持つ情報の共有や集約、連携促進等により支援する「新潟県事業者支援脱炭素推進プラットフォーム」を4年度に設立しており、7年度は15事業者に対し、中小企業向けSBT認定の取得をモデル的に支援することで、脱炭素経営への転換を促進しました。
- ・県内事業者の自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備等の導入を支援するため、7年度は12事業者に対して補助を行いました。



新潟県事業者支援脱炭素推進プラットフォーム
ホームページ
(<https://niigata-jigyousyashien-cn.jp/>)

(3) 業務部門

- ・CO₂排出量の削減に積極的に取り組む企業を「エコ事業所」として登録・表彰する制度を運用し、7年度末時点では1,253事業所を登録、特に優れた取組を行った6事業所を表彰しました。
- ・7年度の県自らの業務に伴い発生する温室効果ガス排出量は122,066t-CO₂で、平成25年度に比べ39%減少となりました。
- ・県有施設・設備の脱炭素化を図り、7年度には公用車9台を次世代自動車（EV、PHV）^{※4}に更新したほか、PPAモデル^{※5}を活用した太陽光発電設備の導入として、（公財）新潟県下水道公社新潟浄化センターにおいて、PPA事業者と契約を締結し、設置工事を行いました。
- ・県のグリーン購入調達方針に基づき、調達品目及び調達目標を定め、グリーン商品の購入を積極的に進めています。

※1 国は、2030年度までに全国で少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくり、家庭やオフィスの電力使用に伴うCO₂排出の実質ゼロ等を実現し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとするとしています。県内から4年4月に佐渡市（県との共同提案）が、4年12月に関川村が選定されました。

※2 「脱炭素先行地域づくり」と合わせて、国が、県や市町村の再エネ導入や住宅・建築物の省エネ化等、脱炭素の基盤となる施策を支援する事業。

※3 「CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留）」は、発電所や工場などから排出されたCO₂を分離・回収し、地中深くに貯める技術。

※4 次世代自動車：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）など、ガソリン車と比べて温室効果ガスの原因となる走行中のCO₂排出を抑えることができる自動車。

※5 PPA（電力販売契約）モデル：事業者は、需要家（県）から保有施設のスペース（屋根等）の提供を受け、発電設備の設置・運用・保守を実施。需要家はそこで発電された電気を購入する仕組み。

(4) 家庭部門

- ・雪国型 ZEH の普及促進のため、住宅関係団体、金融機関、行政等からなる新潟県雪国型 ZEH 推進協議会を6年度に設置しました。
- ・多雪寒冷な本県の気候を踏まえ、3年度に高断熱省エネ住宅「雪国型 ZEH」の推奨性能を策定し、その普及を図るため、7年度は、次の2つの補助事業を行いました。
①雪国型 ZEH の新築及び太陽光発電設備、蓄電池等の導入を対象にした雪国型 ZEH 等導入促進補助(補助金交付実績：雪国型 ZEH 95 件、太陽光発電設備 74 件、蓄電池 44 件、地中熱設備 1 件)、②工務店等が行う雪国型 ZEH の宣伝にかかる費用を補助する雪国型 ZEH 宣伝支援事業補助(補助金交付実績：全8件)
- ・「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」として、県民・事業者と連携し、2050 年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロ実現に向け、省エネや再エネ利用など地球温暖化対策に関する様々な普及啓発に取り組んでいます。
- ・県民一人一人が生活の中でできる脱炭素の取組「にいがたゼロチャレ 30」や高断熱省エネ住宅「雪国型 ZEH」の紹介等、脱炭素にかかる県民向けの普及啓発情報を掲載した「脱炭素ポータルサイト」(<https://niigata-2050-zeroarbon.jp/>) を運用しています。



雪国型 ZEH に適した住宅の例



県民に向けた温室効果ガスの排出抑制の啓発（にいがたゼロチャレ30）

(5) 運輸部門

- ・県内の次世代自動車等の普及に向け、市町村及び関係業界・団体等が連携した取組の推進により、自動車交通に伴う二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。
- ・6年度末現在、県内に電気自動車（EV）2,692 台、プラグインハイブリッド自動車（PHV）4,050 台が導入されました。7年度は、業務用車両としてタクシーの EV 化に取り組みました。
- ・県内港における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進するため、新潟港及び直江津港において、「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、官民連携による港湾エリアの脱炭素化に向けた取組を進めています。

(6) 吸収源・貯留対策

- ・森林資源を循環利用し、二酸化炭素の吸収などの森林の持つ多面的機能の充実を図るため、森林組合等が行う再生林や間伐等とそれに必要な林道や作業道、林業機械の整備に助成しています。併せて、県及び関係する公的機関では水源かん養や県土の保全上重要な保安林等に対し森林整備を実施しており、6年度は県下で 1,734ha の森林整備が実施されました。
- ・県民や事業者の CO₂ 排出削減の推進や森林整備による CO₂ 吸収量の確保のため、カーボン・オフセット※の普及に取り組んでいます。7年度末



新潟県カーボン・オフセット
シンボルマーク

※ カーボン・オフセット：企業活動や日常生活などで排出される CO₂ 等の温室効果ガスを、森林整備等による CO₂ の吸収量に見合った「クレジット」を購入することにより、埋め合わせる（オフセットする）こと。

現在、県内では県版クレジット制度※に6件、国のクレジット制度に5件の延べ11件の森林管理プロジェクトが登録されており、制度を活用した森林整備等が進められています。

- ・7年度は、クレジットの創出や活用に取り組む事業者等を構成員とした「新潟県カーボン・オフセット推進協議会」の主催で、協議会構成員が創出するクレジットの活用を促進するため、「新潟県産J-クレジット活用セミナー」を開催しました。
- ・新潟カーボンニュートラル拠点開発・基盤整備戦略（5年3月策定）に基づき、油ガス田を貯留地域ハブ化した先進的 CCS 事業基盤整備などにより県内の産業競争力強化と新産業創造を推進しています。

(7) フロン類等の温室効果ガス対策

- ・フロン類の管理の適正化を図るため、「フロン排出抑制法」によるフロン類の回収行程管理等が円滑に実施されるよう、新潟県フロン回収事業協会、新潟県冷凍空調設備協会等の関係業界と連携し、指導・監督の強化を図っています。
- ・また、「フロン排出抑制法」や「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類充填回収業者の登録等を進めるほか、フロン類充填回収業者等に対して、7年度は62事業所に立入検査を実施し、フロンの適正な回収方法や記録に関する指導等を行いました。

2 気候変動適応への取組

- ・新潟県気候変動適応計画に基づき、本県で重要度の高い農業分野の水稻（主食用米）、自然災害分野の水害（洪水・内水）及び雪害並びに健康分野における暑熱（熱中症等）を中心に、国や他都県、市町村等と連携して地域レベルでの適応策を推進しています。
- ・7年度は、計32回発表された熱中症警戒アラートを、県防災情報伝達システムにより市町村や消防本部等に伝達するとともに、ホームページやSNS、テレビ、ラジオ、コンビニエンスストアの店頭周知等により暑さへの注意や熱中症予防行動について呼びかけました。
- ・また、関係部局の連携の下、熱中症予防対策を一層推進するため、「新潟県熱中症予防対策連絡会議」を開催し、気象情報や各課の取組等について情報を共有しました。

図表 1-3 主な気候変動適応策

水稻（主食用米）	・異常気象に対応した丈夫な稲作り、異常気象時の緊急的な技術対応 ・既存の高温耐性品種への作付転換や品種構成の見直し ・高温耐性品種の開発・導入 等
水害（洪水・内水）	・ハード対策の強化（河川改修等） ・避難行動への支援（河川情報等の配信、県防災アプリ活用、防災リーダーの育成支援、市町村や関係団体等の連携・協力促進） 等
雪害	・道路交通や電力・通信の確保 ・克雪コミュニティ活動の促進、除雪困難世帯に対する援助 ・克雪住宅、屋根雪下ろし時の安全対策設備（命綱固定アンカー）の設置支援 ・雪おろシグナルの活用にかかる周知 等
暑熱（熱中症等）	・熱中症予防の注意喚起、普及啓発 ・「新潟県立学校熱中症対策ガイドライン」の周知 ・スマート農林水産業の実施に向けた取組 ・都市緑化の推進 等

※ クレジット制度を運営する国から承認を受けて「県版クレジット制度」を運営しており、発行された「県版クレジット」は国が発行する「クレジット」と同列に取り扱われます。

Ⅱ 人と自然が共生する暮らし

現状

- 本県は、海岸から2,000メートル級の山岳まで変化に富んだ地形に加え、南北に長い海岸線や佐渡島等の特色ある地形など、豊かで多様な自然環境に恵まれています。県内には20か所の自然公園があり、その総面積は北海道に次ぐ広さで、県土面積の約25%を占めています。

一方で、開発や外来種の侵入等により動植物の生息・生育環境が悪化している地域もあり、本県の豊かで多様な自然環境の保全と持続可能な利用の取組が必要です。

県では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な方針を示す「新潟県生物多様性地域計画」に基づき、生物多様性に関する施策を推進しています。

- ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等による生態系への影響や農林水産業被害、人身被害が全国的に深刻化しています。7年度の本県の農作物被害金額は、約4.6億円（速報値）でした。7年度の人身被害の発生状況は、ツキノワグマによるものが16件（17名負傷）でした。

また、高齢化等による狩猟者の減少に伴う有害鳥獣捕獲の担い手の確保が課題となっています。

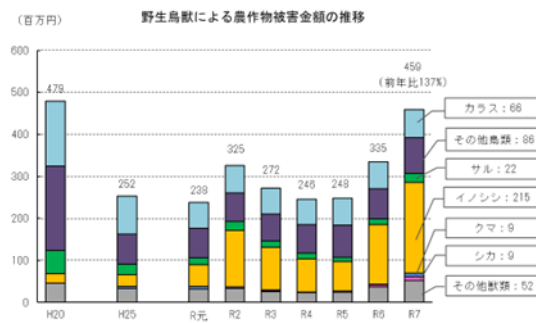
県では、「第13次鳥獣保護管理事業計画 ～適正な管理をすすめて、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～」を4年3月に策定し、鳥獣の捕獲許可、生息状況調査及び管理計画の作成など、鳥獣保護管理事業を計画的に進めています。

- 国際保護鳥であり、国の天然記念物でもあるトキの保護増殖を図るため、環境省と一体となってトキの野生復帰の取組を進めています。平成20年9月の第1回放鳥以来、7年度末までに計32回の放鳥が行われ、530羽が自然界に放たれました。7年12月末時点の佐渡島内における野生下のトキの生息数は473羽と推定されています。

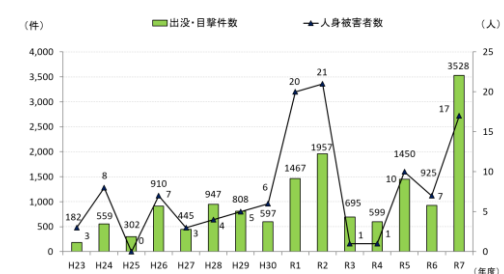
- 森林は、木材生産のほか、国土の保全や水源かん養、二酸化炭素の吸収など、様々な機能を有することから、保安林への指定による伐採等の制限や、植林や間伐などの森林整備活動の支援等により森林機能の維持・保全に努めています。また、農業は、食料生産の基盤であるとともに、様々な生物の生息・生育環境の確保や気温上昇の抑制等の機能も有しており、より一層、生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を進めることが重要です。

- 信濃川、阿賀野川をはじめとする数多くの河川や長い海岸線を有する本県の豊かな水環境は、多様な生態系を育み、日常生活や産業活動の中で利用されています。これらの水環境を維持し、活用を図っていくことが重要です。県では、「新潟県水環境保全基本方針」に基づき、県民、事業者、行政が連携・協働した水環境保全の取組を進めています。

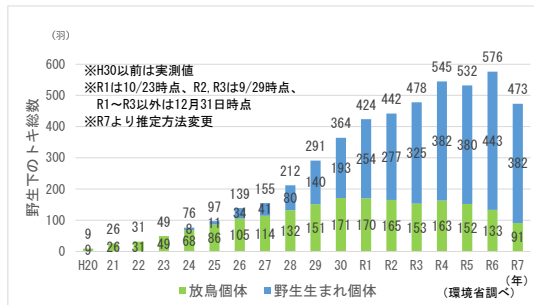
図表2-1 野生鳥獣による農作物被害金額の推移



図表2-2 ツキノワグマ人身被害者数及び出沒・目撃件数の推移



図表2-3 野生下トキの生息数の推移（環境省調べ）



施策の展開

1 生物多様性の回復と県民理解の促進

(1) 自然公園の保護管理

- ・自然公園の環境を保全するため、地元市町村の協力を得るとともに、新潟県自然環境保護員として7年度は24名を任用し、自然公園や自然環境保全地域等の巡回指導を行いました。
- ・自然とのふれあいを促すことにより自然環境に対する県民の理解を深め、また、歩行場所を限定することで生物多様性の確保や自然環境の保全が図られるよう、歩道や規制標識等の施設整備を行っています。7年度は魚沼連峰県立自然公園の木道（南魚沼市清水）の改修等を実施しました。



魚沼連峰県立自然公園における木道整備

(2) 野生鳥獣の保護

- ・本県の恵まれた自然環境に生息する多くの鳥獣類の保護を図ることにより、生物の多様性を保全し、県民にとって潤いのある生活環境を確保するため、渡り鳥の集団渡来地や希少鳥獣の生息地等を鳥獣保護区に指定しています。7年度は、県指定の17か所を更新し、県指定87か所、国指定5か所となっています。また、新潟県鳥獣保護管理員として81名を任用し、鳥獣保護区の管理等を行ったほか、今後の指定等に反映するため、鳥獣の生息状況の把握等に取り組んでいます。
- ・野鳥の異常死が確認された場合、「新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき検査を実施するなど高病原性鳥インフルエンザの早期発見に努めています。7年11月、死亡野鳥2件から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたため、環境省が指定した野鳥監視重点区域内の渡り鳥飛来地等において、鳥類生息状況等調査を実施したほか、死亡野鳥等調査を強化しました。その後、異常が確認されなかったことから、12月中旬には県内の野鳥監視重点区域はすべて解除されました。

(3) 希少野生動植物の保全・外来種対策

- ・県内の絶滅が危惧される種や希少な種をまとめた「レッドデータブックにいがた」のリストについて、最新の情報に基づき順次改訂を進めています。3年度からは昆虫類の調査を実施しています。
- ・県内への侵入初期段階と考えられるアライグマの防除従事者育成のための講習会開催や新潟県外来種パンフレットを活用した普及啓発など、外来種対策の取組を進めています。

(4) 生物多様性の保全に取り組む人づくり・社会づくり

- ・生物多様性について県民に広く周知するため、市町村と協力し、生物多様性をテーマとした「希少野生動植物セミナー」（糸魚川市）や「生物多様性セミナー」（魚沼市）を開催しました。また、県内で生きものに関する様々な取組を行っている専門家等による発表会「ちょ～生きもの発表会 シーズン8」の開催を支援しました。



希少野生動植物セミナー（糸魚川市）

(5) 自然とのふれあいの推進

- ・浅草山麓エコ・ミュージアム（魚沼市）には、ブナ林や湿原を間近で観察できるエコフィールドがあり、常駐のレンジャー（指導員）により、利用者は随時、自然解説や自然体験プログラムを受けることができます。7年度のエコ・ミュージアムの利用者は5,819名でした。
- ・こども自然王国（柏崎市）は、豊かな自然環境の中にある、児童の健全育成を目的とした宿泊型の大型児童厚生施設です。周辺の自然環境を活かした野外活動や造形教室等、様々なイベントを通して開催しています。7年度の利用者は100,485名でした。



こども自然王国

(6) 尾瀬の保護と適正利用の推進

- ・尾瀬利用者の入山口の分散化を図り、尾瀬の環境への負荷を軽減するため、唯一船で行くことができる魚沼ルートの利用を推進しています。
- ・本県からのアクセスルートであり、福島県と管理委託協定を結んでいる小沢平コースを、より多くの方に安全に利用してもらえよう、2年度から橋のない沢への簡易橋設置の支援等を行っています。

2 野生鳥獣の適切な管理

- ・2年4月、野生鳥獣の被害対策に係る専任部署として「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、同センターが中心的役割を担い、関係機関と連携して被害対策に取り組んでいます。
- ・7年度は県内のツキノワグマ、カワウについて、現地調査、目撃情報等から、生息状況を把握するための調査を実施しました。県が調査した生息状況などの各種データは、7年3月に構築した「新潟県鳥獣被害対策プラットフォーム」で公開しています。
- ・ホームページでツキノワグマの目撃場所や被害防止対策の情報提供を行うとともに、「鳥獣被害対策チーム」が地域のパトロールや注意喚起などを行い、人身被害の防止に努めています。
- ・7年度は人身被害の発生を受け「クマ出没警戒注意報」を発表するとともに、人身被害の拡大やブナの実が凶作と予測されたことなどから、8月7日に「クマ出没警戒警報」を発表、さらに人身被害が深刻化したことから10月6日に「クマ出没特別警報」を発表し、ツキノワグマから命を守るための呼びかけを行いました。
- ・7年度に国がクマ類等を危険鳥獣に指定し、市町村長の判断により人の生活圏に出没した危険鳥獣に対し緊急銃猟が実施できることとなり、15件実施されました。新発田市、五泉市、十日町市、柏崎市において、緊急銃猟を想定したツキノワグマ出没対応訓練が実施されました。
- ・ツキノワグマによる人身被害防止対策として、出没状況等をリアルタイムで確認できる「にいがたクマ出没マップ」を広く周知しました。
- ・イノシシ及びニホンジカの生息域の拡大に伴い、イノシシによる農作物被害の増加や、ニホンジカによる森林被害が懸念されるため、これらの捕獲事業を実施しました。また、牧草地に類似した採餌空間としてスキー場を利用するニホンジカについて、シャープシューティング（誘引餌設置による銃猟）の技術開発事業を実施しました。
- ・県内でも人の生活圏へのツキノワグマの出没が確認されることから、人身被害リスクを低減するため、国の交付金を活用し捕獲事業等を実施しました。
- ・農林水産物の被害防止対策や、鳥獣と人間の棲み分けを図るため、森林の枝打ちや間伐等の生息環境整備を進めています。
- ・鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者を確保していくため、新規の狩猟免許取得希望者を対象とした講習会のほか、有害鳥獣捕獲や狩猟の体験等の研修会を開催しました。7年度の新規狩猟免許



鉈による狩猟等の体験研修会

取得者は延べ 470 名であり、県内の狩猟免許所持者は7年度末で 3,329 名（速報値）となりました。

- ・生息域や生息数の拡大している大型獣の捕獲の担い手を確保・育成するため、一般社団法人新潟県猟友会のライフル射撃場において捕獲技術向上を目的とした研修等を実施しました。

3 人とトキが共生する地域づくり

- ・トキが自然状態で安定的に存続できるように、計画的な飼育繁殖及び放鳥に向けた野生順化訓練を実施し、自然界での個体数の維持・増加に取り組んでいます。
- ・国や佐渡市と連携しながら、トキの餌場となるビオトープや多様な生物が生息する河川環境の整備及びねぐら、営巣木となる森林の保全等を進めています。
- ・7年度は1回（第 32 回）放鳥を行い、ソフトリリースにより 5羽、ハードリリースにより 4羽が飛び立ちました。
- ・トキの野生復帰の取組への理解を一層深め、支援の輪を広げるため、島内のビオトープ整備をはじめ野生復帰を支える多様な現地体験をコーディネートしています。
- ・野生復帰ステーションでの小中学校等の団体向けの施設見学や、環境省が整備した野生トキ観察・展望施設「トキのテラス」の活用を通して、トキの野生復帰の普及啓発に取り組んでいます。
- ・新潟県トキ保護募金推進委員会では、新潟県トキ保護募金を活用し、島内外の NPO 団体等が取り組むビオトープの維持、造成を支援しています。



放鳥されたトキ（提供 環境省）

4 環境と調和した農林水産業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

- ・4年7月にみどりの食料システム法が施行されたことに伴い、「新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を5年2月に策定・公表し、特別栽培農産物や有機農業など、農薬や化学肥料の使用量を低減する取組や、温室効果ガスの削減につながる農業生産方式の取組の拡大を推進するとともに、環境と調和のとれた農業生産に対する県民の理解促進を図っています。

図表2-4 新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画における環境負荷の低減に関する目標

項 目	現状 (3年度)	中間目標 (6年度)	7年度実績 (速報値)	目標 (10年度)
特別栽培農産物等 生産面積※1	26,648ha	30,646ha (R3比+15%)	23,148ha (R3比-13%)	35,976ha (R3比+35%)
温室効果ガス削減 生産方式取組面積※2	2,831ha	3,262ha (R3比+15%)	3,628ha (R3比+28%)	3,834ha (R3比+35%)
にいがたエコファーマー 認定者数※3	—	—	196	600

※1：「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号）の定義による有機農業または特別栽培（地域慣行比で節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下）で栽培された農産物の生産面積

※2：環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のうち、温室効果ガス削減につながる取組の実施面積

※3：新潟県環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者数

(2) 森林の環境保全機能を活かすための森林整備の促進

- ・災害等で公益的機能が低下した保安林等について森林整備を実施したほか、森林組合等が行う間伐や下刈り等の森林整備に対し助成しました。その他、公的機関の実施分も含め、6年度は、県下で1,734haの森林整備が実施されました。



高性能林業機械による間伐作業

5 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

(1) 県民参加による森林づくり活動の推進

- ・県民や企業、ボランティア団体などが参加する多様な主体の森づくり活動を推進するため、森づくりの活動フィールドやプランの提供、植樹祭の開催支援など県民協働での森づくりを推進しています。
- ・7年度は、企業による「企業の森づくり」が行われたほか、（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会を通じ、6か所の森づくり活動に対し支援を行いました。



ボランティア団体による森づくり
活動の状況（長岡市）

(2) 水環境の保全に取り組む機会の場の創出

- ・地域で保全活動を積極的に行っている湧水や清流を「新潟県の名水」として選定しており、7年度末現在で67か所となっています。これらの名水の県内外への情報発信や地域の活性化への支援を通じて、水環境保全に対する県民への意識の醸成や、豊かな水環境の保全と活用を図っています。
- ・7年度は、若い世代に名水の魅力の再発見を促すため、敬和学園大学の学生と協働しPR動画を作成しました。



【名水PR動画の作成】保全活動に取り組んでいる方へのインタビューの様子

Ⅲ 資源循環型社会の形成

現状

○ 県では、「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」に基づき、3Rの推進、適正処理の推進と処理基盤の整備、不法投棄対策の推進に取り組んでいます。

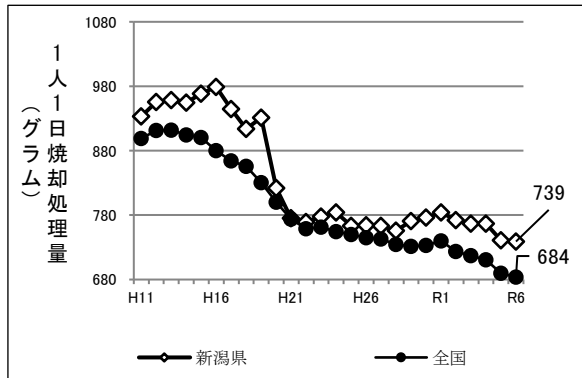
一般廃棄物（ごみ）については、6年度の焼却処理量は57万トンで、5年度の58万1千トンに比べ、1万1千トン減少しました。また、1人1日当たりの焼却処理量は739グラム（全国：684グラム）、循環利用率は19.3%（全国：19.4%）、最終処分率は9.7%（全国：8.0%）で、全国と比べ焼却処理量は多く、循環利用率は同程度であり、最終処分率は高い状況にあります。また、1人1日当たりのごみ排出量は、950グラム（全国：839グラム）で、全国と比べ、多くなっています。

今後も、食品ロスやプラスチックごみの削減など発生抑制、再生利用の推進に取り組んでいく必要があります。

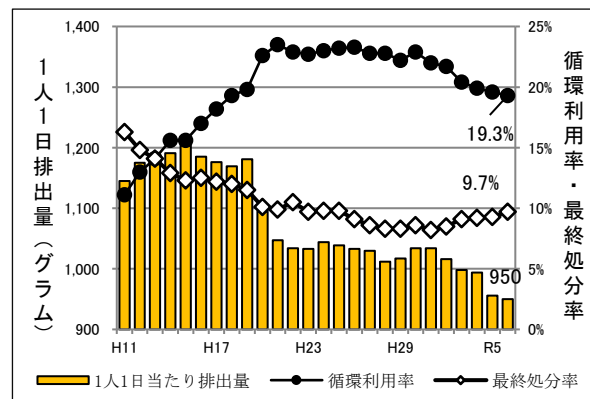
図表3-1 一般廃棄物の焼却処理量の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理量(千トン)	623	614	607	581	570

図表3-2 1人1日当たりの焼却処理量の状況



図表3-3 一般廃棄物の状況

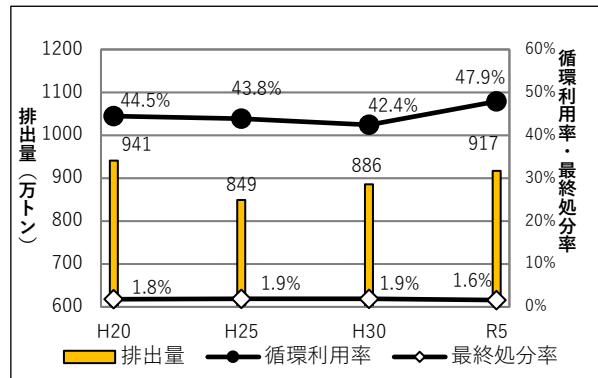


○ 産業廃棄物については、5年ごとの実態調査の結果、5年度の排出量は917万3千トンで、平成30年度と比べ31万1千トン増加しました。また、循環利用率は47.9%、最終処分率は1.6%でした。

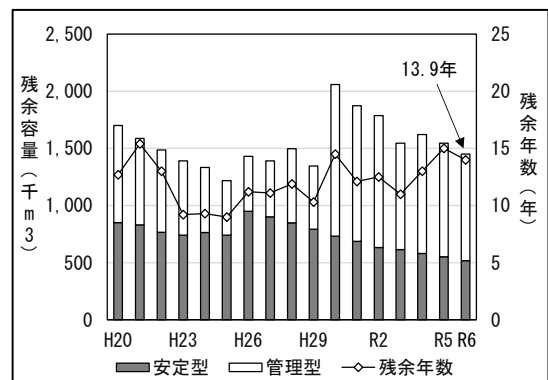
6年度に県内で最終処分された産業廃棄物は11万5千トンで、5年度に比較して1千トン減少しました。また、6年度末における県内の最終処分場の残余年数は13.9年（管理型：13.6年、安定型：14.4年）となっており、全国平均20.3年（5年度末）を下回っています。

事業者による減量化、再生利用の取組が進み、本県の最終処分率の低さは全国上位ですが、安定的な処分容量確保のため、公共関与による最終処分場の整備が課題です。また、優良事業者の育成、PCB等処理困難物への適切な対応が必要です。

図表3-4 産業廃棄物の状況



図表3-6 産業廃棄物最終処分場の残余容量・年数

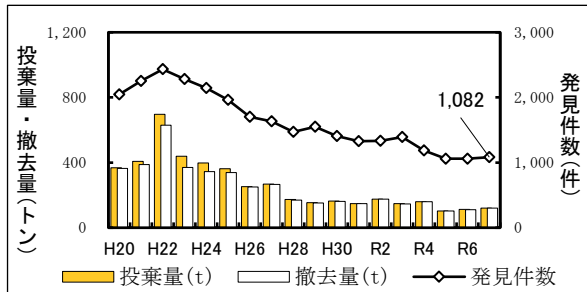


図表3-5 産業廃棄物の最終処分量の推移

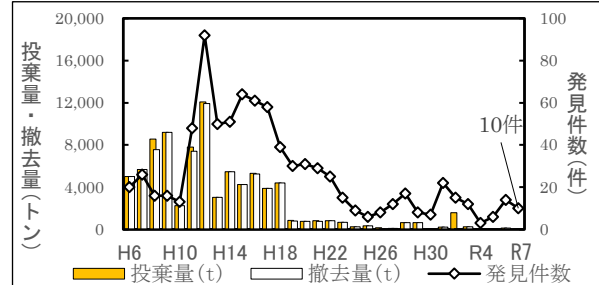
年度	R2	R3	R4	R5	R6
処分量(千トン)	157	155	140	116	115

- 不法投棄については、一般廃棄物の発見件数が、7年度は1,082件（6年度：1,060件）、投棄量は121トン（6年度：112トン）となっています。また、産業廃棄物の発見件数は10件（6年度：14件）であり、近年、低い状態が続いていますが、根絶には至っておらず、悪質・巧妙化している不法投棄への対応が課題となっています。

図表 3-7 不法投棄の状況（一般廃棄物）



図表 3-8 不法投棄の状況（産業廃棄物）



- 6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、県内では約10万7千トンの災害廃棄物が発生しました（8年4月1日現在）。

施策の展開

1 資源循環の推進

(1) 3R 推進に向けた啓発・県民運動の推進

- ・家庭や外食での食べ残しを減らすために「残さず食べよう！にいがた県民運動」を展開し、県民に向けて食品ロス削減に対する理解促進を図っており、7年度末時点で県民22,335名、協力店1,206店舗が参加しています。
- ・プラスチックごみ削減に対する県民の意識向上と取組実践の促進を図るため、海岸漂着物に占めるプラスチック類の割合や由来を調査・公表するとともに、県立図書館において、海洋プラスチックについてのパネル展を行いました。来場者の皆様から、日頃行っているプラスチックごみ削減の取組を紹介していただきました。
- ・県民、事業者等の3R活動の優良事例の紹介や3Rに関する情報を分かりやすく提供し、3Rへの意識の醸成を図るためにキャンペーンや広報等を実施しました。



「3R推進キャンペーン」
PRイベントの様子

(2) 廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

- ・排出抑制の意識改革や再生利用の向上に繋がる有効な手段であることから、住民の理解を得た上でごみ処理有料化の導入、分別収集の推進を図るよう市町村に助言を行いました。7年4月現在、県内30市町村中25市町村が可燃ごみ又は不燃ごみの有料化を実施しています。
- ・容器包装リサイクル法に基づいて7年度に「第11期新潟県分別収集促進計画」を策定し、市町村における分別収集を促進しています。市町村では個別に分別収集計画を策定し、ビン類やペットボトル等の分別収集を実施しており、6年度の分別収集量は約5万5千トンで、前年度より1.2%増加しました。
- ・自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者の登録及び解体業者、破碎業者の許可を行うとともに、関係事業者に対する立入検査等を通じて引取・引渡義務、再資源化基準等の遵守を指導しました。
- ・小型家電リサイクル法に基づき、市町村に小型家電リサイクルを推進するよう要請しています。

(3) 循環型社会ビジネスの促進

- ・リサイクル関連産業の育成・活性化を図るため、リサイクルの技術開発や施設整備事業等に補助する「3R取組企業支援事業」を実施し、7年度は4件を採択しました。
- ・産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの促進、リサイクル関連産業の育成を図るため、リサイクルアドバイザーを設置し、県内事業者からリサイクルに係る状況や課題についてヒアリングを行い、動向の把握に努めました。
- ・事業者の自主的な取組を促進するため、リサイクル等に積極的に取り組み、優れた成果を上げた県内の事業所を「新潟県優良リサイクル事業所」として、7年度は2事業所を表彰しました。



優良リサイクル事業所表彰式

2 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

- ・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底を図るため、有害物質の排出抑制や排ガス、排水等の自主検査の徹底についての指導及び立入検査による監視を継続しました。7年度ダイオキシン類自主検査結果報告のうち、一般廃棄物処理施設については、全ての焼却施設及び最終処分場で排出基準を満たしていました。
- ・「新潟県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、県や市町村、民間団体などの多様な主体が連携・役割分担することで、より効果的に海岸漂着物等の回収処理を進めており、7年度は県と市町村で約1,007 トンを回収しました。また、プラスチックごみを含む海岸漂着物の発生抑制に関する取組を実施しました。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、排出事業者及び処理業者の処理施設等への立入検査を7年度は572件実施し、不適正な事項についての行政指導や処理施設等の適正な維持管理の徹底を指導しました。
 - 産業廃棄物処理業者の優良化を推進するため、国の優良産廃処理業者認定制度が設けられています。県は、認定によるメリットなどの周知を図るとともに、県ホームページでの認定処理業者の公表などにより優良な処理業者の育成を推進しています。
 - 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管等事業者に対して保管状況の届出や適正な保管、処理期限までの適正処理の実施等を指導しました。なお、7年度で中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度PCB廃棄物処理事業が終了しました。今後新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、処理体制が整備されるまでの間、事業者において適正保管が必要となります。
- The image block contains three photographs. The largest photo on the left shows a large, grey, cylindrical industrial transformer with multiple cooling fins and electrical connections at the top. To its right, there are two smaller photos. The top-right photo shows a rack of electronic components, possibly capacitors or resistors, with many small black components mounted on a metal frame. The bottom-right photo shows two black, rectangular PCB modules with gold-colored pins or connectors at one end.
- 主なPCB使用製品



主な PCB 使用製品

(3) 不法投棄対策

- ・ 県、警察署、市町村、新潟県産業資源循環協会、事業者団体等で構成する「地区廃棄物不法処理防止連絡協議会」や「新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク」の会員による監視や撤去等の活動などにより、不法投棄防止を啓発しています。また、産業廃棄物排出事業者等の適正処理意識向上のための講習会を開催しています。7年度は県内7会場で開催しました。さらに、不法投棄される廃棄物の約6割ががれき類や木くず等の建設系廃棄物であることを踏まえ、解体工事に係る業界団体と連携した実務者向け講習会を開催し、建設リサイクル法及び廃棄物処理法の遵守を周知しています。
- ・ 不法投棄等の防止に関する意識啓発及び県の廃棄物対策に関する取組の一層の推進や社会的認知度の向上を目指し、春と秋の2回、「不法投棄ストップ！県民ウィークにいがた」を実施しており、各関係機関・団体が連携して、啓発事業や撤去事業等の様々な事業を企画・実施しています。
- ・ 県内の悪質な事案に対応するため、警察官との併任による廃棄物特別監視員、県警 OB の廃棄物監視員、その他産業廃棄物巡視員を配置し、重点的に監視をしています。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に迅速に対応し早期解決を図るため、希望する市町村の職員を県職員に併任し、産業廃棄物に関する立入検査権を付与しています。7年度は16市町村の57人に付与し、不法投棄の監視、現地調査等を行いました。
- ・ 監視体制強化のため、夜間等も監視可能な移動式監視カメラを導入し、不法投棄常習地の監視を行っています。また、第九管区海上保安本部、県警察本部及び県のヘリコプターによる3機関連携スカイパトロールやドローンによる監視飛行を行うことにより、上空からの監視を強化しています。
- ・ 県民総ぐるみの監視体制を構築するため、団体、県民等に対し、「新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク会議」への参加を働きかけています。7年度末時点の参加団体及び協力者は、79団体・約18万人となっています。
- ・ 不法投棄ホットライン（0120-381-790）やWeb通報等を通じて、県民等から不法投棄等に関する通報を受け付けるとともに、通報された情報に基づき現地調査や撤去指導等を行っています。
- ・ 不法投棄された産業廃棄物の撤去を指導するとともに、比較的小規模な不法投棄については、関係機関や団体と連携した撤去の推進により、早期の原状回復を図っています。



新潟県不法投棄防止キャラクター
エコニャン



スカイパトロールの様子

3 廃棄物処理基盤・体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備計画のある市町村に対して、発生抑制及び適正な循環的利用の推進に向けた効率的な施設の整備について助言を行いました。
- ・ また、4年3月に「新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画」を策定し、人口減少に伴う廃棄物処理の非効率化等の懸念などを踏まえ、市町村と連携・協力し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進しています。

(2) 産業廃棄物の処理基盤整備

- ・「エコパークいずもごき」は、(公財)新潟県環境保全事業団が平成 11 年に開業した最終処分場で、県内の産業廃棄物の適正処理の推進に大きな役割を果たしています。平成 30 年 10 月から、第 3 期処分場を供用開始しています（7 年度埋立実績 3.8 万トン）。
- ・上越地区における広域最終処分場の整備の取組みとして、7 年度は、(公財)新潟県環境保全事業団が 10 月に処分場の整備計画等を示した基本計画・基本設計（概要版）を公表したほか、同財団及び上越市と連携し、引き続き環境影響評価手続や用地取得に向けた取組等を進めました。



現地説明会の様子

(3) 災害廃棄物の処理体制

- ・市町村における災害廃棄物処理計画の策定や関係団体との応援体制整備により、災害時の廃棄物処理の体制を整備しています。また、これまで地域防災計画に含む形で定めていた「新潟県災害廃棄物処理計画」について、国が定める災害廃棄物対策指針等を踏まえ、5 年 5 月に個別計画として策定しています。
- ・7 年度は県、市町村及び廃棄物処理業者が連携した災害廃棄物処理体制の構築・充実を目指し、能登半島地震における災害廃棄物処理の対応事例や現場における課題、県内における災害廃棄物処理に係る協定締結の取組を共有する研修会及び情報交換会を実施しました。
- ・また、能登半島地震に伴う災害廃棄物の円滑な処理が行えるよう、市町村への技術的助言や災害廃棄物の広域処理に係る調整を実施しました。

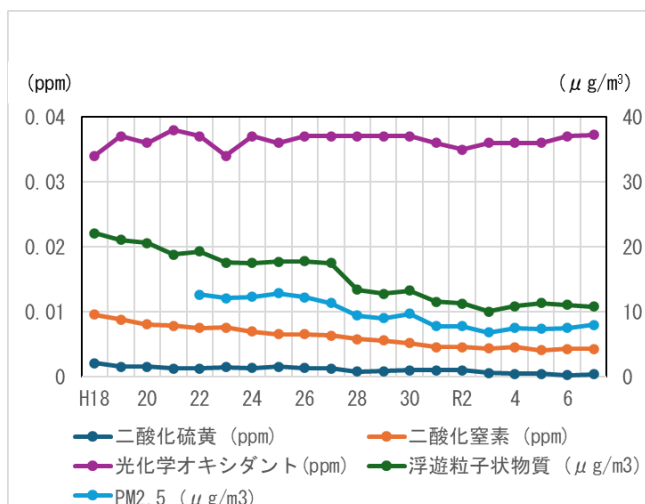
IV 安全で快適な生活環境の保全

現状

（快適な大気環境の確保）

- 近年、県内の大気環境の測定結果（年平均値）は、横ばいで推移し、概ね環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、全国的に環境基準達成率が極めて低く、本県も全測定局で環境基準非達成であり、光化学スモッグ注意報の発令基準に達することがあります。
- また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、年平均値は全測定局で環境基準を達成するものの、日平均値は一部の測定局で達成しないことがあります。
- これらの原因物質は、国内他地域や大陸からの移流の影響も示唆されており、国内外のモニタリングによる実態把握など広域的な取組が必要です。また、濃度が高くなった場合の迅速な注意喚起や工場・事業場による自主的な排出削減の取組も重要です。
- アスベスト（石綿）については、今後建築物等の解体工事数増加が予想されるため、大気中のモニタリングを継続するとともに、建築物等の解体・補修時の、事業者によるアスベストの有無の事前調査や作業中の飛散防止対策などの徹底が必要です。
- 県内では、これまでのところ酸性雨による森林等の被害は確認されていませんが、酸性雨による魚類や森林等への影響が懸念されるほか、国境を越えた大陸からの影響が推定されていることから、他自治体などと共同した広域的な調査・対策や東アジア地域各国の連携した取組が必要です。

図表 4-1 大気環境測定結果の推移（全測定局の平均値）



（良好な水質の確保）

- 県内の公共用水域の水質は、概ね良好な状況にあり、この環境を維持していくことが必要です。
- 県内の主な河川における発生源別のBOD※1汚濁負荷量は、減少傾向にありますが、公共用水域の水質の維持・改善のために、工場・事業場の排水規制に加えて、下水道の計画的な整備など生活排水対策を進めていく必要があります。
- 例年、県内で油の流出や魚類へい死などの異常水質事案が数多く発生していることから、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するとともに、発生件数の多い油流出事故の対策として、灯油の適正な取扱いに関して啓発するなど未然防止を図ることが必要です。
- 水道水源として利用される水域では、特に県民の安全・安心に関わることから、常に良好な水質を維持することが必要です。

図表 4-2 異常水質事案の発生件数の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
油流出	225	220	220	213	173
魚類へい死	7	8	9	6	3
その他	9	15	10	11	7
発生件数	241	242	237	229	183

※R5は化学物質流出による魚類へい死が2件あり、魚類へい死とその他の両方にカウントしているため、内訳の合計数と発生件数は合わない

※R4、R6は化学物質流出による魚類へい死が1件あり、魚類へい死とその他の両方にカウントしているため、内訳の合計数と発生件数は合わない

※1 BOD (Biochemical Oxygen Demand)：生物化学的酸素要求量。河川の有機汚濁の代表的な水質指標

（良好な地盤環境の確保）

- 県内の地盤沈下は、新潟、上越、長岡、南魚沼及び柏崎地域で観測されており、新潟地域では阿賀野川河口付近の海岸部で、年間1～2cm程度の沈下傾向が続いています。他の4地域では、降雪量が多い年に沈下量が増加する傾向にあります。今後も条例等による地下水採取規制等を実施していくほか地下水利用者への節水の周知・要請が必要です。
- 夏季に渇水となった場合は地下水の利用が増加することから、地下水の適正利用の周知・要請が必要です。
- 土壌や地下水汚染については、重金属や揮発性有機化合物等による汚染事例が発生しています。
- 過去に判明した地下水汚染も監視を続けることが必要です。
- 土壌汚染や地下水汚染の未然防止を図るとともに、汚染が発見された場合には、住民への情報提供や健康被害防止措置及び汚染原因者による適切な浄化措置・管理の徹底が必要です。

（騒音・振動のない快適な環境の確保）

- 上越新幹線及び北陸新幹線の県内区間において鉄道騒音が環境基準値を超過している地点があること、特に5年3月の上越新幹線のスピードアップに伴い騒音レベル及び環境基準値超過地点が増加したことから、早期の発生源対策、騒音防止技術の導入及び住宅防音工事などの騒音対策のさらなる推進が必要です。

（化学物質による環境汚染の防止）

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき届出された化学物質の環境への排出量は、近年減少しています。化学物質別の排出量では、トリクロロエチレンが全国の14.7%（6年度）を占めており、今後も推移を注視していく必要があります。
- 事業者の取組と県民、事業者、行政の相互理解を進めるリスクコミュニケーションの一層の促進により、化学物質の環境リスク低減が必要です。
- 県内の環境中のダイオキシン類は、河川水質で環境基準非達成の地点があります。
- 有機フッ素化合物の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー加工助剤など様々な用途で使用されてきましたが、難分解性等の性質から、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されており、県内における実態を把握することが必要です。

（放射線等の監視）

- 本県には東京電力ホールディングス㈱柏崎刈羽原子力発電所が立地し、8年1月には、同発電所6号機が約14年ぶりに再稼働しました。原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、柏崎市及び刈羽村が東京電力ホールディングス㈱と締結している安全協定等に基づき、環境放射線等のモニタリングを行っており、引き続き環境放射線等の的確な測定の実施と情報発信の推進が必要です。
- 平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故により、放射性物質による環境汚染事案に的確に取り組む必要が生じたことから、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域に加え、県内全域で環境放射線等のモニタリングを行ってきました。基準値超過が確認されている山菜等については、引き続き調査を行い、その濃度の推移を確認することが必要です。

施策の展開

1 快適な大気環境の確保

（1）大気環境の監視

- ・ 県内の大気汚染状況を常時監視するため、県（14局）及び新潟市（11局）では測定局を設置し、各地域の状況に応じた汚染物質を測定しました。
- ・ 7年度の常時監視結果は、環境基準項目のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びPM2.5は、すべての測定局で環境基準を達成しました。一方、光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準値（1時間値）を超え、環境基準非達成でした。
- ・ 光化学スモッグ注意報の発令や、PM2.5濃度が高くなると予想された場合の注意喚起の発令は

ありませんでした。

- ・迅速な情報発信のため、測定値をホームページで公表（1時間おきに更新）しているほか、メール配信システム（登録制）を整備しています。
- ・今後も PM2.5 注意喚起をはじめとして、迅速でわかりやすい環境情報の発信に努めていきます。

(2) 事業場等発生源対策

- ・7年度は、県内のばい煙発生施設を設置している工場・事業場に143件、VOC(揮発性有機化合物)排出施設を設置している工場・事業場に2件、水銀排出施設を設置している工場・事業場に3件の立入検査を実施し、124件の指導を行いました。また、11の施設で排ガス測定を実施し、いずれも排出基準を満たすことを確認しました。
- ・7年度は、県内のアスベスト排出等作業現場139件に立入検査を実施し、そのうち74件に事前調査や作業内容の掲示にかかる不備の修正、散水や隔離措置など飛散防止の徹底を指導しました。また、1件で周辺環境調査を実施し、いずれも総繊維数は10本/L以内でした。
- ・関係機関と連携して、事業者を対象とした研修会を開催し、建築物等の解体・補修時のアスベスト対策等について周知しています。

(3) 広域的な大気汚染に係る取組の推進

- ・県では、酸性雨及び大気汚染による被害の未然防止、及び環日本海における本県の国際的な拠点性の向上のため、新潟市等と連携してアジア大気汚染研究センターの活動を支援しています。7年度は、同センター、県内の大学、試験研究機関の研究者等で組織する「新潟県酸性雨研究連絡協議会」において、酸性雨及び大気汚染研究等に関するシンポジウムを開催し、情報共有等を行いました。なお、同協議会は、今後の大気環境対策推進に貢献するため一部体制を改め、「新潟県大気環境情報交換プラットフォーム」と名称を変更しました。

2 良好な水質の確保

(1) 公共用水域の水質調査

- ・県内の水質汚濁の状況を常時監視するため、国土交通省北陸地方整備局及び「水質汚濁防止法」の政令市（新潟市、長岡市及び上越市）とともに、公共用水域（河川128地点、湖沼4地点、海域48地点）の水質を測定しました。
- ・7年度の常時監視結果は、河川のBOD、湖沼及び海域のCODについては、類型指定した90水域のうち85水域（94.4%）で環境基準を達成しましたが、海域では14水域のうち4水域で環境基準非達成でした。健康項目については、測定した117地点すべてで環境基準を達成しました。
- ・環境基準非達成の水域については、注意深く監視を継続します。特に、環境基準非達成が続いている一部の海域については、要因の解明に取り組んでいます。

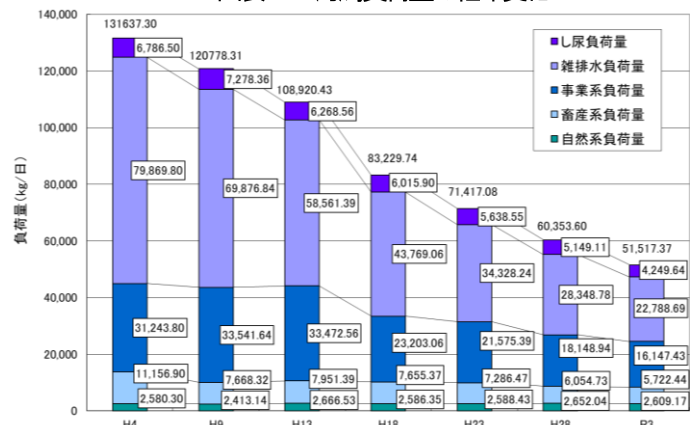
(2) 事業場排水対策

- ・7年度は、県内の244の特定事業場に採水を伴う立入検査を実施しました。そのうち、排水基準に抵触した事業場は23事業場で、事業者に対し、排水基準の遵守や施設の維持管理等を指導しました。

(3) 生活排水対策

- ・県内河川への汚濁負荷量調査を概ね5年毎に実施しています。3年度調査（2年度データ）の結果、全汚濁負荷量は51,517.37kg/日で、5年前の調査から8,836.23kg/日減少しています。また、全汚濁負荷量のうち、生活排水に由来するもの（し尿及び雑排水）が約5割を占めています。
- ・7年度末現在の汚水処理施設（下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等）による処理人口普及率は、県の総人口の90.5%となっており、引き続き施設整備を推進します。

図表4-3 汚濁負荷量の経年変化



(4) 水質事故等の異常水質事案への対応と未然防止

- ・ 7年度の異常水質事案の発生件数は183件で、前年度から46件減少しました。内訳は、油流出173件、魚類へい死3件、その他7件でした。これらの事案に対しては、関係機関と連携し、被害の拡大防止と原因究明に努めるとともに、迅速に情報を提供しました。
- ・ 特に発生件数の多い不注意による油流出事故を防止するため、県では関係機関等と連携し、冬期間を中心に啓発活動を行い、注意を呼びかけています。

(5) 水道水源の保全

- ・ 水道事業者は、将来も安全で安定的な水道水の供給を続けていくため、水道事業の基本計画である「水道事業ビジョン」の策定を進めており（7年度末時点で県内28事業体のうち27事業体で策定済み）、国と県は、同ビジョンの策定を奨励しています。
- ・ 水道事業者に対し、水質検査計画等に基づいた水道原水の水質監視の実施等について指導を継続していきます。

3 良好な地盤環境の確保

(1) 地下水の保全と適正利用による地盤沈下対策

- ・ 関係機関と協力し、7年度は路線延長490kmで水準測量を実施するとともに、80か所の観測井において地下水位や地層収縮量を測定しました。
- ・ 水準測量の結果、7年度の各地域の年間最大沈下量は、新潟地域1.6cm（新潟市東区松浜町）、上越地域1.4cm（上越市下門前及び上越市鴨島三丁目）、南魚沼地域1.7cm（南魚沼市六日町）、柏崎地域2.2cm（5年9月からの2年間）（柏崎市春日）でした。なお、長岡地域は隔年実施のため、7年度は実施しませんでした。
- ・ 上越地域では昭和60年度から、地下水位の低下が著しく地盤沈下が進行するおそれがあるときに、県が上越地域地盤沈下緊急時対策として注意報や警報を発令しています。上越市及び妙高市に対しては、地下水節水に関する協力の呼びかけを求めました。冬季は、1月3日に注意報を、1月22日に警報を発令し、事業者や市民に地下水の節水・削減を要請しました。なお、県では3年度から上越地域における地下水位等のリアルタイムデータをホームページで公開しています。
- ・ 南魚沼市でも地下水位が低下したため、市が警報を発令し、市民に節水を呼びかけました。

(2) 地下水の水質保全

- ・ 7年度の水質測定計画に基づき、県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、18市35地点において概況調査を実施した結果、5（延べ6）地点で環境基準値を超過しました。過去に汚染が判明した41地点においては、経年変化を監視するため、継続調査を実施しました。
- ・ 地下水の水質調査により有害物質が検出された地点では、周辺に飲用井戸等が確認された場合は、市町村等を通じてその周辺地区住民に地下水の利用抑制等の指導を行うとともに、有害物質の使用事業場に対し汚染の拡大防止と適切な浄化対策等を指導しています。
- ・ 有害物質使用特定事業場等※に対し、254件の立入検査を実施し、有害物質の地下浸透防止等について指導しました。

(3) 土壌汚染の把握と汚染土壌の適正な措置、管理等の促進

- ・ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等により汚染が確認された土地等について、7年度は、形質変更時要届出区域を20区域指定しました。これにより、7年度末現在の要措置区域は5区域、形質変更時要届出区域は124区域となっています。
- ・ 土壌汚染状況調査等により汚染が判明した地域では、周辺に飲用井戸等が確認された場合は、市町村等を通じてその周辺地区住民に地下水の利用抑制等を指導しました。

※ 有害物質使用特定事業場等：水質汚濁防止法で定める有害物質使用特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場

4 騒音・振動のない快適な環境の確保

- ・7年度の県内の騒音の調査結果は図表4-4のとおりでした。
- ・なお、新幹線鉄道沿線では特に環境基準非達成が多く、事業者には改善を申し入れています。

図表4-4 県内の騒音の調査結果（7年度）

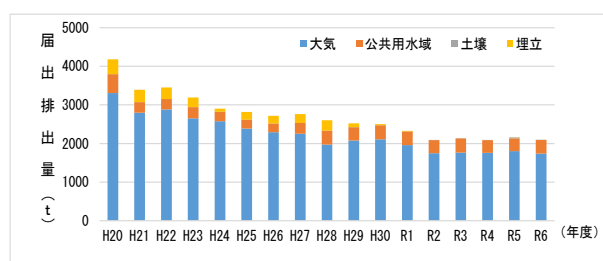
一般地域	92 地点で調査した結果、昼間、夜間とも環境基準を達成した地点は 84 地点であり、達成率は 91%と近年横ばいで推移
自動車交通騒音 (面的評価)	昼間、夜間とも環境基準を達成した割合は 99%と近年横ばいで推移
高速自動車道沿道	79 地点で調査した結果、昼間、夜間とも環境基準を達成した地点は 79 地点であり、達成率は 100%（近年の達成率は 94%～100%で推移）
上越新幹線鉄道沿線	調査した 14 地域のうち、1 地域で騒音の環境基準を達成
北陸新幹線鉄道沿線	調査した 8 地域のうち、2 地域で騒音の環境基準を達成

5 化学物質による環境汚染の防止

(1) 事業者の化学物質に係る環境への排出量等の把握、管理、情報公開、リスクコミュニケーションの促進

- ・県内 907 事業所から届出された6年度における化学物質の排出量は 2,092 t であり、5年度と比較すると 3.1%減少しました。排出量が多かった物質は、トルエン、ほう素化合物、トリクロロエチレンの順でした。
- ・3年11月、トリクロロエチレン排出抑制効果検証委員会を設置し、これまでのトリクロロエチレン使用事業者の自主的取組の評価と今後の課題の検証を行い、報告書として取りまとめました。県では報告書の内容を踏まえ、事業所の規模や使用量に応じた取組メニューの設定、アドバイザー制度の充実等を進めています。
- ・5年度から、燕市のトリクロロエチレン使用事業所を対象に、排出抑制対策が実際に行われていることを、県が適合状況調査により確認する取組を開始しました。適合した場合、県は「新潟県トリクロロエチレン排出抑制取組事業所」として公表し、8年3月末時点で 29 事業所の適合が確認されています。また、VOC 排出抑制セミナーを開催したほか、立入検査等により事業者自らの排出抑制やトリクロロエチレンの適切な取扱いを指導し、排出抑制の取組推進を図りました。

図表4-5 県内のPRTR法に基づく届出排出量の推移



(2) ダイオキシン類の環境監視と事業者等における排出対策の推進

- ・7年度の常時監視結果は、大気、公共用水域の底質、土壌及び地下水では、すべての地点で環境基準を達成しましたが、公共用水域の水質では、6河川7地点で環境基準非達成でした。
- ・7年度の「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者による自主測定の結果、すべての特定施設の排出ガス及び排出水は排出基準に適合していました。また、大気排出基準適用の廃棄物焼却炉2施設について、新潟市で立入検査を実施したところ、排出基準を超過した施設はありませんでした。

(3) PFOS 及び PFOA 実態把握調査

- ・県内では、これまで環境省において平成 17 年度から 5 年度にかけて断続的に河川 6 地点及び地下水 2 地点で調査をしており、暫定指針値 50ng/L を超過する地点はありませんでしたが、全国では暫定指針値を超えて検出される地域もあることから、6～7年度にかけて河川 79 地点、地下水 32 地点で調査を行い、その結果、指針値を超過する調査地点はありませんでした。

6 放射線等の監視

(1) 柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線監視調査

- 原子力発電所から概ね半径 10km 圏内の地域（監視調査地域）を対象に、空間放射線や環境試料の放射能の測定を実施しました。
- 調査結果については、学識経験者等から構成される「新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議」で確認いただき、「柏崎刈羽原子力発電所を原因とする問題となるような測定値は認められず、周辺環境への影響は無視できる。」との評価をいただいています。
- 7 年度の結果は以下のとおりです。

監視調査地域に設置した 11 局のモニタリングポストにおける空間放射線量率は 0.009 ～ 0.10 $\mu\text{Gy/h}$ であり、いずれも直近 5 か年（令和 2 ～ 6 年度）及び事前調査期間（昭和 58 年 10 月～昭和 59 年 12 月）の測定値の範囲内でした。

監視調査地域の環境試料（土壌、海水、河川水等）の放射能（セシウム 137）の測定結果は図表 4-6 のとおりです。農産物（米）を除き、直近 5 か年の測定値の範囲内でした。農産物（米）のセシウム 137 は、過去の核実験等の影響によるものと考えられます。監視調査結果及び評価の詳細は、ホームページ「放射線監視センター」の「各種調査結果」に掲載しています。

- 8 年 1 月に約 14 年ぶりに再稼働した 6 号機の起動工程に合わせ、発電所の監視を強化し、環境放射線等に異常のないことを確認するとともに、その結果を前述の評価会議に報告しました。
- 空間放射線量率のリアルタイムデータはホームページ「新潟県環境放射線監視テレメータシステム」で公表しています。
- 4 年度からは原子力発電所から概ね半径 30km 圏内の地域（PAZ 及び UPZ※）を対象に、原子力発電所の緊急事態に備えるための調査を開始しています。備え調査結果の詳細についても、ホームページ「放射線監視センター」の「各種調査結果」に掲載しています。

図表 4-6 環境試料の放射能の測定結果（7年度）

試料名	単位	セシウム137
浮遊じん（月間）	Bq/m ³	*
降下物（月間）	Bq/m ²	*
飲料水・原水・河川水	Bq/L	*
土壌	Bq/kg乾	1.3～14
農産物（米、キャベツ、大根）	Bq/kg生	*～0.052
畜産物（牛乳）	Bq/L	*
松葉（指標生物）	Bq/kg生	*～0.062
海水	Bq/L	*～0.0019
海底土	Bq/kg乾	*
海産物（マガレイ、マダイ、ヒラメ） （サザエ、ワカメ、モズク類）	Bq/kg生	*～0.10
ホンダワラ類（指標生物）	Bq/kg生	*

※ *は検出下限値未満。
※ 代表核種としてセシウム137の結果について記載した。

□「放射線監視センター」「各種調査結果」ホームページアドレス

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/houshasen/kakusyutyousakekka.html>

□「新潟県環境放射線監視テレメータシステム」ホームページアドレス

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

※ PAZ：原子力発電所から半径概ね 5km 圏のことであり、原子力発電所で事故が発生した場合に放射性物質が放出される前に予防的に避難等を行う区域

UPZ：原子力発電所から半径概ね 5～30km 圏のことであり、原子力発電所で事故が発生した場合に放射性物質が放出される前に屋内に退避を行い、放射線量の測定結果に応じて一時移転や避難を行う区域

(2) 福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視

- ・ 県では、福島第一原子力発電所の事故直後から県内への影響を調べるため、空間放射線のほか、降下物、河川水、水道水及び県内に流通する農林畜水産物等の放射能測定を実施し、監視を強化してきました。
- ・ 4年度には、事故から 10 年間の調査結果を取りまとめました。監視結果の報告書はホームページ「福島第一原子力発電所事故に伴う放射線等の影響の調査結果」に掲載しています。監視結果の詳細なデータはホームページ「新潟県放射線・放射能データベース」で確認できます。
- ・ このほか、県内全域の放射能レベルを把握するため、平成 24 年度から 3 年度まで空間放射線や環境試料の放射能測定を実施しました。
- ・ 監視結果の報告書はホームページ「県内全域バックグラウンド調査結果」に掲載しています。

□ 「福島第一原子力発電所事故に伴う放射線等の影響の調査結果」ホームページアドレス

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/fukushimasasshi.html>

□ 「新潟県放射線・放射能データベース」ホームページアドレス

<http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp/>

□ 「県内全域バックグラウンド調査結果」ホームページアドレス

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/1356874463178.html>

V 分野横断・共通的な施策

1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり

現状

- 環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題であり、小・中・高等学校・特別支援学校では、「総合的な学習の時間」や各教科等における環境教育の充実が図られ、小学校及び中学校では、各学校で体験活動を中心とした多様な取組を展開しています。
- 5年度に実施した環境に関するアンケート調査からは、県民の環境に配慮した行動・活動として、マイバッグの使用やごみの分別の徹底、家庭における節電など、身近な環境保全の取組は高い割合で実施されていますが、環境に関する講演会や、体験型の自然観察会や探鳥会などへの県民の積極的な参加が少ない状況です。
- 「自ら考え、行動する人」を育てる環境教育・環境学習を推進するとともに、地域における多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して取組を進めることが不可欠です。

施策の展開

1 持続可能な社会に向けた人づくり

(1) 環境教育・環境学習の推進

- ・環境教育全体計画の作成を推進し、学年間、小・中学校間の内容の関連性や発展性を考えた体系的な環境教育を展開していきます。

図表 5-1 環境教育の進捗状況

単位：％

調査項目	校 種、 年	小学校			中学校		
		R5	R6	R7	R5	R6	R7
学校における環境保全活動に取り組んだ。 (地域の清掃・整備活動、省資源、リサイクル活動等)		81.7	85.2	77.9	88.0	87.3	88.4
脱炭素社会の実現に向けた活動に取り組んだ。 (節電呼び掛け、グリーンカーテン製作、地産地消活動等)		76.5	72.9	71.3	74.9	76.4	75.0
各教科等で学習する内容や学年間の関連性を明確にした環境教育全体計画がある。		92.0	91.7	98.7	75.4	73.9	84.8

注) 「令和7年度小・中学校教育課程の編成・実施状況等に関する調査(新潟市を除く)」から

- ・主に小学生や中学生を対象として、地球環境問題から身近な環境問題までを学ぶ環境学習会や、川の水質を調べる水生生物調査を行っています。7年度は5回実施し、148人が参加しました。
- ・大学、企業、行政等で組織する「環境リーダー育成協議会」では、学校、職場及び地域社会における環境教育・環境学習を推進する人材を育成しています。7年度は一人ひとりが環境問題に関心を持ち、基礎知識を学び、自ら考え行動するきっかけとするため、「学んで実践！にいがた環境基礎講座」を開催しました。



小学校での環境学習会の様子

(2) 環境学習施設の活用

- ・「県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里」では、野生傷病鳥獣の救護や治療を行うほか、鳥類についての正しい知識と愛護思想の普及のため、探鳥会、講演会、自然観察会、各種コンクール等を開催しており、7年度は4,293名が来館しました。
- ・自然環境学習の拠点である浅草山麓エコ・ミュージアムでは、16haのエコフィールドにバラエティーに富んだ観察路を整備しており、地元のネイチャーガイドと一緒に歩く自然観察やグループワークなど自然の中で体験する環境学習プログラムを実施しています。また、エコ・ミュージアムセンターでは室内でも自然を学べる展示物が整備されており、7年度には、5,819名が来館しました。

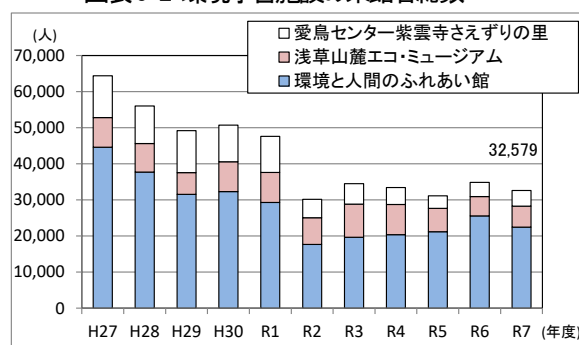


探鳥会の様子

(3) 新潟水俣病の教訓の継承と情報発信等

- ・新潟水俣病の歴史を知り、悲惨な公害を繰り返さないために、「環境と人間のふれあい館」等を活用し、環境学習等を推進するとともに、新潟水俣病に関する情報発信に取り組んでいます。7年度は、小学校・中学校の24校をモデル校に指定し、環境学習への支援を行いました（実施主体内訳：新潟県11校、新潟市13校）。
- ・「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定審査や「新潟水俣病地域福祉推進条例」に基づく福祉手当の支給など、被害者支援に取り組んでいます。7年度末現在の累計認定患者は717人、福祉手当支給対象者数は1,635人となっています。

図表5-2 環境学習施設の来館者総数



2 県民協働による環境保全の推進

(1) 新潟県環境賞

- ・新潟県環境会議では、優れた環境保全活動に対し、「新潟県環境賞」として、「カーボンゼロ」「エコライフ」「地域創り」「環境保全」「環境教育・学習」「エコの芽」の6部門に加え、大賞の表彰を行っています。また、新潟県環境賞が30回を迎えたことから、継続的、発展的または先駆的、独創的な活動に取り組んだ1名の個人と1団体を「新潟県環境賞第30回記念特別賞」に表彰しました。
- ・7年度は大賞1件、部門賞5件を表彰し、これまでに317の個人・団体・事業所等を表彰しています。



第30回環境賞表彰式

(2) 環境美化運動の実施

- ・「新潟県環境美化及びごみの散乱防止対策事業実施要領」に基づき、春、夏、秋に環境美化運動期間を定め、空き缶等の回収事業、ホームページ等による啓発事業を実施しています。7年度における空き缶等の回収事業では、環境美化運動期間中に延べ338,116人が参加しました。

(3) 環境情報の提供

- ・環境に関する情報やデータ、申請書様式の電子ファイル、環境汚染事案の情報等を広く提供するため、ホームページ「環境にいがた」(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/>)を運用しています。7年度は6,855件のアクセスがありました。
- ・環境汚染事案発生時には、市町村等関係機関へ情報提供し住民への周知を図るとともに、ホームページへの掲載や報道機関への公表を行っています。
- ・環境監視結果、廃棄物実態調査結果等については、年次報告書等により公表しています。

2 環境保全の共通基盤の整備

現状

- 開発行為に伴う環境影響を未然に防止するため、「環境影響評価法」及び「新潟県環境影響評価条例」の対象となる事業について、住民意見等を踏まえ、環境配慮が確実に実施されるよう審査を行っています。
- 地域的課題の解決や新たな環境汚染物質への対応など、多様な環境の課題に対処するため、保健環境科学研究所において環境監視及び環境保全のための調査研究を行い、成果について情報提供しています。

施策の展開

1 環境影響評価の推進

- ・ 環境影響評価制度は、「環境影響評価法」又は「新潟県環境影響評価条例」に基づき実施する手続きで、土地の形状の変更、工作物の新設等を行う事業者が、あらかじめ事業による環境への影響について、調査・予測及び評価を行い、県民、地方公共団体から意見を聴き、それらを踏まえて、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度です。
- ・ 7年度は、環境影響評価法に基づき陸上風力発電所（柏崎市及び出雲崎町）、水力発電所（糸魚川市）の設置等の事業2件に対して、新潟県環境影響評価条例に基づき廃棄物処理施設（上越市及び柏崎市）の設置の事業1件に対して知事意見を述べました。

2 環境監視・調査研究の充実

- ・ 保健環境科学研究所において、有害化学物質等の環境監視及び環境保全のための調査研究等を行いました。また、気候変動適応に関する調査研究を開始しました。なお、研究業務や研究成果について、「新潟県保健環境科学研究所年報」、調査研究発表会やホームページ、各学会発表等を通して公表しました。

資料編

新潟県環境基本計画

「新潟県環境基本計画」は、本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。

県では、「新潟県環境基本条例」第10条に基づき、平成9年3月に初めて環境基本計画を策定しました。現在の計画は、平成29年3月に10年度までを計画期間として策定していますが、3年3月に計画策定から4年が経過することから、環境に関する現状と課題等を踏まえ、改定を行いました。

また、4年3月には、脱炭素社会に向けた新たな目標や取組について、一部改定を行いました。

7年3月には、3年3月の計画改定から4年が経過することから、2回目の改定を行いました。

計画では、多様な主体の協働により、本県の有する恵み豊かな環境を保全し、自然との共生や脱炭素社会への転換に取り組み、県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指しています。

新潟県環境基本計画(2017-2028)の基本的な方向

- ＜目指す方向＞** 県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指します。
- ＜基本目標＞**
- 脱炭素社会への転換
 - 人と自然が共生する暮らし
 - 資源循環型社会の形成
 - 安全で快適な生活環境の保全

基本目標を達成するための4つの環境保全の施策分野を柱として、体系的に施策を展開します。また、施策の進捗管理を適切に行うため、主要指標等を設定し、検証します。

＜主要指標＞

施策分野	指標	基準値		現況値		目標(2028)
		年度		年度		
脱炭素社会への転換	県民の環境に関する満足度	2016	60.3%	2025	65.6%	増加させる
	県内の温室効果ガス排出量	2013	2,810万 t-CO ₂	2024	1,851万 t-CO ₂ (34.1%削減)	2030年に基準 年比46%削減
	熱中症予防を意識して行っている県民の割合	2021	85.1%	2023	84.4%	増加させる
人と自然が共生する暮らし	県民の自然環境に関する満足度	2016	70.4%	2025	71.2%	76.0%
	自然公園・自然環境保全地域等の面積割合	2023	29.6%	2025	29.6%	29.8%
	野生鳥獣による被害					
	農作物被害金額	2015	220百万円	2025	459百万円	毎年度 減少させる
	人身被害者数	2015	3人	2025	19人	0人
資源循環型社会の形成	1人1日当たりの焼却処理量(一般廃棄物)	2022	767g	2024	739g	751g以下
	最終処分場の残余年数(産業廃棄物)	2022	13年	2024	13.9年	9.5年以上
	不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合	2019	31.2%	2024	30.6%	増加させる
安全で快適な生活環境の保全	県民の身近な生活環境に関する満足度	2016	59.3%	2025	68.0%	68.0%
	PM2.5の濃度が長期基準(年平均値: 15μg/m ³)を達成している測定局の割合	2015	100%	2025	100%	100%
	PRTTR法に基づく化学物質に係る環境への届出排出量	2014	2,718t	2024	2,092t	減少させる

新潟県環境基本条例等

1 新潟県環境基本条例

社会経済活動の拡大や生活様式の変化等により、人間の活動が環境に与える負荷は増大してきており、自然のもつ復元能力を損なうにとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれが生じてきています。

県では、これらの問題に適切に対応できるよう、平成7年7月に「新潟県環境基本条例」を制定しました。この条例では、「人と自然が共生する健全で潤いのある環境を実現し、これを将来の世代に継承していくこと」を目指しています。

図表 新潟県環境基本条例の体系

第1章	総則	・環境の保全についての基本理念 ・県、市町村、事業者、県民の責務 等
第2章	環境の保全に関する基本的施策	・施策の指針 ・環境基本計画 ・環境影響評価の推進 ・環境の保全上の支障を防止するための規制 ・資源の循環的利用等の推進 ・環境教育の推進等による県民等の自主的な環境保全活動の推進 ・地球環境保全等の推進 等
第3章	環境の保全に関する施策の推進体制の整備	・県の推進体制の整備 ・県民等との連携体制の整備等

2 新潟県生活環境の保全等に関する条例

「新潟県生活環境の保全等に関する条例」は、都市・生活型公害、多様な化学物質による環境汚染、地球環境問題等、従来の枠組みでは処理できない問題に対応するとともに、公害対策の拡充を図るため、平成8年10月に新潟県公害防止条例を見直し、制定しました。

条例では、水環境保全基本方針の策定、生活排水対策の推進、有害化学物質の適正管理等の推進、資源の循環的利用等の推進、地球環境保全に関する施策の推進、カラオケ店等の営業騒音の規制、建設工事に伴う水質汚濁の防止及び土壌・地下水汚染の防止に関する措置等を規定しています。

3 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例

「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」は、吹付けアスベスト等[※]使用建築物の解体等に伴うアスベストの環境への排出を未然に防止し、新たな被害の発生を防止するため、平成17年12月に制定しました。

条例では、既存建築物からのアスベストの飛散防止、建築物の解体作業等への規制、アスベスト廃棄物の処理、アスベスト除去等の施工業者名簿の作成、公表等に関して規定し、大気中へのアスベストの排出及び飛散の防止を図っています。

※ 吹付けアスベスト等：吹付けアスベスト、アスベストを含有する保温材・耐火被覆材・断熱材

4 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」は、産業廃棄物の適正な処理を促進するため、数次にわたり改正され、規制の強化が図られましたが、中間処理後の産業廃棄物の保管量については規制がない等、依然として多くの課題を抱えています。

「新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例」は、この法の未規制課題に対応するため、平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月に施行しました。この条例では、中間処理後の産業廃棄物（燃え殻）の保管について保管上限数量を設定するとともに、有価物と称して多量保管された事例がある「使用済タイヤ」と不適正な保管状況が見受けられる「木くずチップ」について、産業廃棄物と同等の保管基準を課しています。また、産業廃棄物の処理が、発生から最終処分までの一連の行程において円滑かつ適正に行われるために、排出事業者、中間処理業者及び土地所有者等に対して一定の規制を盛り込むなど、産業廃棄物等の処理の適正化を図り、良好な生活環境を確保することを目指しています。

5 新潟県産業廃棄物税条例

「新潟県産業廃棄物税条例」は、「地方税法」第 4 条第 6 項の規定に基づいて、「産業廃棄物税（法定外目的税）」を創設し、産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の整備の促進、その他適正処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成 15 年 7 月に制定したものです。

その仕組みは、排出事業者を納税義務者とし、県内の産業廃棄物の最終処分場への搬入量 1 トンにつき 1 千円を課し、最終処分業者による特別徴収という形で徴収するものです。

税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制及び再生利用、最終処分場の整備並びに不法投棄された産業廃棄物の撤去等の施策を推進するとともに、この税が廃棄物を削減しようとする動機付けとなり、事業者の発生抑制やリサイクルに取り組む意識が向上し、さらには適正処理が促進されることにより、産業廃棄物に対する県民の不安感や不信感が解消されていくことが期待されています。

6 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例

「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」は、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシなど人身や農林水産物に被害を生じ又は生じさせるおそれのある種を「特定野生鳥獣」として定め、これらの鳥獣対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 12 月に制定されました。特定野生鳥獣の追加、施設整備の推進等の見直しが行われ、平成 30 年 10 月に改正されました。

条例では、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めています。

7 新潟県希少野生動植物保護条例

「新潟県希少野生動植物保護条例」は、本県において、近年、乱獲や開発等の人間活動により絶滅の危機に瀕している種が増加しているとともに、隣接県の条例では捕獲等が規制されている希少野生動物が県内で捕獲されインターネットオークションで取引されたり、生息分布が明らかとされ、乱獲のおそれが生じるような事案が発生していることから、本県の希少野生動植物の捕獲等を規制することにより保護を図り、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全するため、3 年 3 月に制定したものです。

条例では、19 種の希少野生動植物を特に保護を図るべき種として「指定希少野生動植物」に指定し、条例に違反して捕獲等した場合には罰則を定めています。

8 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例

気温の上昇や豪雨など、地球温暖化を原因の一つとする気候変動の影響はますます顕在化し、非常事態といえる状況にあります。気候変動の影響を緩和する脱炭素社会の実現のためには、あらゆる主体が自ら

の責任と役割を認識し、脱炭素化に向けた行動を実践することが重要です。

「新潟県脱炭素社会の実現に関する条例」は、オール新潟で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速化させるため、7年4月1日に施行しました。条例では、地域の脱炭素化及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、基本理念、県・県民・事業者の責務、県による推進計画の策定等について規定するほか、県民・事業者に実践していただきたい具体的な取組を掲げています。

9 その他の条例

県ではその他「新潟県立自然公園条例」、「新潟県自然環境保全条例」、「新潟県環境影響評価条例」等を制定しています。

エコ・アクション

私たちの環境を保全していくために、
まず、身の回りのことから始めましょう。

- 環境問題への関心と理解を深めます
- 環境保全活動に参加・協力します
- 環境にやさしい商品を使用します
- 省エネルギーに努めます
- 資源を大切にし、ごみを減らします
- エコドライブを実践します
- 台所からの生活排水に気をつけます
- 家庭からの騒音や悪臭に気をつけます
- 生物多様性について知り、大切にします
- 自然に親しみ、自然を大切にします
- 緑あふれる美しい景観を守ります

新潟県の自然・環境について、より詳しく知りたい方は詳細版をご覧ください。

【新潟県の環境＜現状と対策＞ 詳細版はこちらから】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/1190152926782.html>



新潟県